

## 第1章 島根県がん対策推進計画について

### 1. 計画策定の趣旨

#### ○がん対策の始まりはがん患者からの声

島根県のがん対策は、平成 15（2003）年の「癌と共に生きる会」島根代表 故佐藤均氏による、抗がん剤の早期承認、抗がん剤の専門医の育成、そして地域医療格差の是正を訴える声から始まりました。故佐藤氏をはじめとする県内がん患者の声は、県だけでなく国をも動かし、平成 18（2006）年には、議員立法による「がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号。以下、法という。）」が成立、翌年に施行されました。

#### ○第 1 期計画は“七位一体”でがん対策を推進

本県では、法に基づく第 1 期（平成 20（2008）年 4 月～平成 25（2013）年 3 月）の「島根県がん対策推進計画（以下、計画という。）」を、平成 20（2008）年 3 月に策定、「がんによる死亡率の低減」「がん検診受診者数の増加」「がんの薬物療法・放射線療法に精通した医師の確保」を重点目標に掲げ、患者家族、医療機関、行政、議会、企業、教育機関、メディアが一体となった“七位一体”で取組みを進めてきました。

#### ○第 2 期計画は新たな課題への対応を盛り込み

第 2 期（平成 25（2013）年 4 月～平成 30（2018）年 3 月）の計画では、「がんによる死亡者の減少」「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目指し、小児がん対策、がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応、子どもへのがん教育など新たな課題への対応を盛り込み、総合的ながん対策を推進してきました。

#### ○がんの死亡率低減のために取り組むべきこととは

しかしながら、第 1 期、第 2 期の計画期間 10 年間の目標であった「がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の低減」にかかる数値目標値は達成することができませんでした。

その原因について、島根県がん対策推進協議会（以下、協議会という。）では、がん予防のうち、特に喫煙及び受動喫煙対策、がん検診受診率向上対策が十分でないこと、また、がん医療に携わる医療従事者の質の向上や、子どもだけでなく大人へのがん教育に取り組む必要があることなど、さまざまなことが挙げられました。そのうえで、第 3 期計画では特になんがん予防について重点的に取り組むべきと

いう意見や、県民に対してがん対策がどのような効果をもたらすのかを明らかにすべきという提案が出されたところです。

### ○第3期計画ではすべての県民にとって、あるべきがん対策を目指します

そこで、本計画（平成30（2018）年4月～平成35（2023）年3月）では、がんによる死亡率の低減のために、この10年間の取組を評価・総括するとともに、がん予防、がん医療、そしてがんを取り巻く社会環境が、すべての県民にとってあるべき姿を目指します。

具体的には、がん医療の進歩や高齢化の進展などを踏まえ、科学的根拠に基づくがん予防対策や、がん医療の地域連携の強化、そして新たな取組みとしてがん患者のライフステージに応じた支援などを盛り込み、島根県のがん対策の目指す姿とそれを達成するための具体的施策を示すこととします。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、「島根県がん対策推進条例」の趣旨に沿い、国の示す「がん対策推進基本計画」と調和を図った本県におけるがん対策の目指す姿とそれを達成するための具体的施策を示すものです。

また、「島根県保健医療計画」「島根県健康増進計画（健康長寿しまね推進計画）」「島根県肝炎対策基本指針」「島根県自死対策総合計画」「島根県老人福祉計画」「島根県介護保険事業支援計画」等、各種計画との整合を図ります。

## 3. 計画の期間

計画の期間は平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。

また、計画は計画策定から3年を目途に中間評価を行うこととし、がん医療に関する状況の変化や中間評価の結果等により、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。